

日本国憲法25条は
「すべて国民は健康で文化的な
最低限度の生活を営む権利を
有する」と定めています。

すべての人に医療を 受ける権利があります



 **ご相談は無料です**

医療費でお困りの方は、
紹介状がなくても気軽に
ご相談ください。

無料・低額診療事業を利用できる 信和会の病院・診療所

京都民医連あすかい病院

TEL 075-701-6111

〒606-8226 京都市左京区田中飛鳥井町89

Mail: kanrijim@shinwakai-min.jp

京都民医連あすかい診療所

TEL 075-706-6565

Mail: asukai@shinwakai-min.jp

京都民医連あすかい診療所歯科

TEL 075-706-6577

〒606-8226 京都市左京区田中飛鳥井町43-7

川端診療所

TEL 075-771-6298

〒606-8384

京都市左京区川端通り夷川上ル新生洲町100

Mail: info@kawabata.or.jp



京都民医連洛北診療所

TEL 075-723-0960

〒606-0021 京都市左京区岩倉忠在地町529

Mail: rakuhoku@shinwakai-min.jp

東山診療所

TEL 075-561-5500

〒605-0952 京都市東山区今熊野宝蔵町43

Mail: higasiyama@shinwakai-min.jp

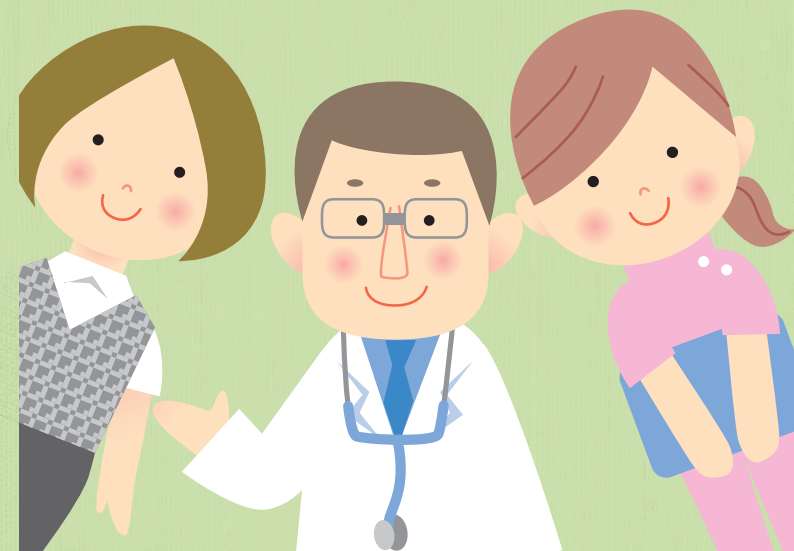
大宅診療所

TEL 075-581-5207

〒607-8186 京都市山科区大宅早稲ノ内町2

Mail: oyake@shinwakai-min.jp

あなたのいのち まもりたい



無料・低額診療事業のご案内

あなたのまわりに、医療費が心配で
受診をがまんしている方が
おられましたら、
信和会の事業所をご紹介します。

無料または低額で医療が受けられる制度があります。



公益社団法人信和会



まずは **ご相談** ください

① 受付

受付またはお電話でお申し出ください。面談をさせていただきます。(後日の面談をお願いする場合があります)



② 相談

担当者がお話を聞きます。
※所得状況を証明できる書類などの提示をお願いします。



③ 適用

面談と書類をもとに審査をおこない、医療費の自己負担金の免除または減額を決定します。
※基準は世帯収入が生活保護基準の1.5倍未満です。
※調剤薬局の薬剤の負担金は対象となりません。



一日でも早く病院・診療所に来てください。
いっしょに治療をはじめましょう。

生活と医療は切り離せないものです。まずは必要な医療をきちんと受けましょう。

※健康保険証をお持ちでない方もご相談ください※



このような方が ご利用いただけます

- ① 具合が悪くても、医療費が心配で病院・診療所にかかれない
- ② 倒産・失業などで収入がなくなり通院をやめてしまった
- ③ 入院や検査を勧められても、医療費が心配で断ってしまう
- ④ 慢性疾患で長期にわたる治療が必要だが医療費の負担が大きくて困る

「無料・低額診療事業」

とは?

社会福祉法にもとづく事業です。
生活困難な方が、経済的な理由によって医療を受ける機会が制限されることのないよう、医療機関が独自に医療費を無料または低額にするものです。



公的な制度の活用などこれからの生活についての相談もごいっしょにさせていただきます。

生活が改善するまでの一時的な制度です。年度ごとの更新の手続きが必要となります。